

## 通信線等の移設に係る補償費の算定が不適切

3件 不当金額(支出) 2878万円

### 1 補助事業の概要

河川等災害復旧事業等は、河川事業において、事業を行う上で支障となる通信線等の所有者である電気通信事業者に対して、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(これらを「公共補償基準」)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」)並びに既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益及び発生材価格(以下「処分利益等」)の額を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

### 2 検査の結果

3県において、補償費の算定に当たり、減価相当額を復成価格に基づき算定すべきところ誤って既存公共施設の方法を基にするなどして過小に算定していたり、処分利益等の額の一部を控除していなかったりしていたため、補償費が計3407万円過大に算定されていて、これらに係る国庫補助金等相当額計2878万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額	摘要
宮城県	宮城県	河川等災害 復旧	平成28～ 令和3	2億4491万 (2億4491万)	2億3756万	2499万 (2499万)	2424万	減価相当額及 び処分利益の 額を誤っていたもの
広島県	広島県	防災・安全 交付金(河 川)、特定 洪水対策等 推進	平成28～ 令和2	2715万 (2715万)	1357万	313万 (313万)	156万	減価相当額を 誤っていたもの
宮崎県	宮崎県	防災・安全 交付金(河 川)	平成29	1629万 (1629万)	814万	595万 (595万)	297万	減価相当額及 び処分利益等 の額を誤って いたもの
計	3事業 主体			2億8836万 (2億8836万)	2億5929万	3407万 (3407万)	2878万	